平成２９年（フ）第２８８号
福岡県糸島市前原西１丁目６－24、登記記録上の本店所在地福岡県糸島市高祖1133番地10
破産者　株式会社結心福祉サービス
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７号
山形市南館１丁目８番９号
破産者　株式会社エース
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
富山県砺波市堀内１番地６
破産者　合同会社ＪＯＹＦＡＮ
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５８号
三重県松阪市西黒部町769番地１
破産者　稲垣　公則
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第５９号
三重県松阪市久保町534番地２　雇用促進住宅１－505号、前住所三重県松阪市田原町324番地14
破産者　伊藤　照美（旧姓田中・植村）
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１７号
三重県松阪市茶与町54番地10、前住所三重県松阪市外五曲町86番地６
破産者　ル・プルミエアムールこと　玉置　輝彦
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第５号
兵庫県三田市南が丘２丁目14番21号
破産者　有限会社藤古建設
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１３号
福岡県太宰府市通古賀４丁目９番15号
破産者　株式会社エヌエイホーム
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1912番地２
破産者　志布志印刷有限会社
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
静岡県三島市緑町16番２号
破産者　株式会社三須計量器製作所
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県霧島市溝辺町三縄字山下578番地23
破産者　株式会社霧島化商
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１３２号
静岡県三島市松本338番地　リバーサイド藤Ａ－１、前住所静岡県駿東郡清水町久米田143番地の１　アーバンシティ清水町弐番館213号
破産者　林　　和孝
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
静岡県沼津市大岡1004番地15　葛城荘１階、住民票上の住所静岡県裾野市葛山727番地の１
破産者　平井　武男
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
静岡県沼津市大岡1004番地の15　葛城荘１階、前住所静岡県裾野市葛山727番地の１
破産者　平井　慶子
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
岩手県宮古市八木沢第６地割90番地　県営住宅302号室、旧住所岩手県宮古市藤原２丁目２番19号
破産者　古舘　善平
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１１７号
静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷408
破産者　濱野　晃一
1　決定年月日　平成29年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
岐阜県瑞穂市居倉740番地１、前住所岐阜県大垣市長松町1072番地３　セントラル20Ａ102号
破産者　片桐工務店こと　片桐　明彦
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第９０９号
京都府南丹市園部町小山東町溝辺６－21　そのべ西口ステーションビル１階
破産者　有限会社中川住託
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９３号
京都市南区吉祥院御池町10番地
破産者　京都機械株式会社
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
静岡県富士市中柏原新田字中道西106番地の３
破産者　株式会社壽総業
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部